

特許ニュース

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

® 平成30年 8月16日(木)

No. 14753 1部370円(税込み)

発行所

一般財團法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9(木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

目次

- ☆知財の常識・非常識 ⑯
最近の営業秘密訴訟判決 (1)

- ☆フラッシュ(特許庁人事異動) (8)

知財の常識・非常識 ⑯

最近の営業秘密訴訟判決

1. はじめに

営業の自由や自由競争を基本とする近代的市民社会においても、競業の自由は無制限なものではなく、不正競争防止法は、事業者間の公正な競争を害する行為等を「不正競争」としてこれを防止するものであり、他人の営業秘密の不正な取得・利用・開示の防止は、表示・形態の保護、信用の保護、技術管理体制の保護と並んで、同法が担う重要な役割の一つ

桜坂法律事務所

弁護士 堀籠 佳典

です。

不正競争防止法は、「営業秘密」を、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものと定義しています(不正競争防止法2条1項6号)。

営業秘密が漏洩した事件としては、変圧器用の電磁鋼板の製造プロセスおよび製造設備の設計図等が

化学・医薬・バイオ分野専門の特許調査

JAIICI 知財情報センター

化 学 情 報 協 会



0120-921-997 E-mail: ships@jaici.or.jp



SHIPS

特許調査 SHIPS



医薬(製剤含む)、農薬、遺伝子、細胞、抗体、食品、化粧品、ポリマー、有機EL、電池等、
何でもご相談ください

外国ライバル会社に流出した新日鐵住金・ポスコ事件(平成24年提訴)、フラッシュメモリの仕様およびデータ保持に関する検査方法等が外国ライバル会社に流出した東芝・SKハイニックス事件(平成24年発生)など多額の損害賠償請求がなされた事件をとして知られています。

しかしながら、このように大きく報道される事件は別として、一般的には、営業秘密の流出が疑われる事案でも、流出の事実の把握や立証の困難等の理由により、司法による救済を受けることができる率は低いと考えられます¹。

2. 平成27年改正及び営業秘密管理指針の改訂(平成27年1月改訂)

営業秘密の保護を強化するため、不正競争防止法の平成27年改正(施行日:平成28年1月1日)は、営業秘密侵害品の譲渡・輸出入等の規制(2条1項10号、21条1項9号)、営業秘密侵害の未遂行為の処罰(21条4項)、営業秘密侵害罪の罰金刑の上限額引上げ(21条、22条)、犯罪収益の任意的没収規定の導入(21条10項)、営業秘密侵害罪の非親告罪化(21条5項)をしました。

さらに、同改正は、民事上の救済の実効性を上げるために、技術上の秘密を取得した者の当該技術上の秘密を使用する行為等の推定規定(5条の2)を設け、営業秘密使用行為差止請求について除斥期間についても、「その行為の開始の時から二十年を経過したときも、同様とする。」としました(15条)。

経済産業省も、平成27年1月、不正競争防止法による保護を受けるために必要となる最低限の水準の対策を示す「営業秘密管理指針」を全面改訂いたしました。平成27年改訂版(以下「管理指針」と言います。)²は、従来のものよりコンパクトとなり、読みやすい文書となっています。同指針には、「秘密管理性要件については、企業が、ある情報について、相当高度な秘密管理を網羅的に行った場合にはじめて法的保護が与えられるべきものであると考えることは、・・・適切ではない。」など、営業秘密保護に配慮した記載がなされています。また、平成28年2月には、「秘密情報の保護ハンドブック～企業価値向上に向けて～」³が、同年12月には、「秘密情報の保護ハンドブックのてびき－情報管理も企業

力－」⁴がそれぞれ策定・公表されています。

3. 最近の営業秘密訴訟判決(認容例)

上記のとおり、営業秘密の保護の要請は高くなっています。今後もその傾向は変わらないと思われます。以下では、現行の法制度において営業秘密の保護の状況を確認するため、今年の裁判例で不正競争防止法上の営業秘密の侵害が認められたものをいくつか見てみたいと思います((1) 秘密管理性、(2) 不正競争行為の成否、(3) 損害額の観点から)。

①知財高判平成30年3月26日・平成29年(ネ)第10007号(原審・東京地方裁判所立川支部平成26年(ワ)第1519号)(営業秘密:ソースコード等)

本件は、原告が被告に対し、原告が保有するというRF信号自動切換器に関するPCソースコード、マイコンソースコード、回路図データ、部品リストデータ及び基板データについて、被告が不正開示を受けて取得し、取得した営業秘密を使用して被告製品を製造販売したことは、不正競争防止法2条1項8号及び10号に該当する不正競争行為であると主張して、被告製品の製造販売の差止め、廃棄、損害賠償を求めた事案です(控訴審)。被告は、原告の元営業部部長が原告在任中に設立した会社であり、原告の元営業部課長が取締役に就任しており、商品開発業務を行っていた元取締役が入社するなどしています。

(1) 秘密管理性

判決は、

- ・被控訴人は、平成22年7月1日に就業規則を制定し、従業員に秘密保持義務を課していたこと
- ・被控訴人は、前身の丸栄電機時代の平成21年3月13日に情報セキュリティ管理の国際規格であるISO27001の要求事項に適合していると認証され、適合性審査を毎年更新しており、ISO規格の内部監査員養成セミナーを受けたシステム管理責任者らにより、従業員に対し、一般情報セキュリティ教育を行っていたこと
- ・被控訴人の資産台帳上、機器制御ソフトウェア、部品リストデータ、基板データ、回路図データは、公開レベル「秘密」と区分されて

いること

- ・被控訴人の社内ファイルサーバ内のデータのうち、アクセスを制限するものは、「会社資料S」、「仕様書原本S」、「開発技術S」、「栄幸電子S」、「営業部S」の5つのフォルダに分けられ、それぞれアクセスできる従業員を限定した上で、個々の従業員が特定の端末から、ユーザー名とパスワードを入力しなければアクセスできないように管理されていたこと
- ・本件情報のうち、原告部品リストデータは「栄幸電子S」フォルダに保管され、原告PCソースコードや原告マイコンソースコード、原告回路図データ、原告基板データは、「開発技術S」に保管されていたこと

を理由に、顧客情報の秘密管理性を認めました。本件では、秘密保持義務を課す就業規則、従業員に対する一般的な情報セキュリティ教育等に加えて、対象となる情報が、アクセス制限のなされた(サーバ上の)フォルダに保管されていたことが、秘密管理性を認定する上で重要であったと考えられます。管理指針でも、「営業秘密たる電子ファイルそのもの又は当該電子ファイルを含むフォルダの閲覧に要するパスワードの設定」が充分な秘密管理措置になり得るとしています(管理指針10頁)。また、判決は、「仮に、アクセス権限のない従業員がアクセス可能な従業員からデータをプリントアウトしてもらうといった運用が、業務上の必要に応じて行われることがあったとしても、これをもって秘密管理措置が形骸化されたとはいえない。」と述べています。その程度の運用で秘密管理性の要件が否定されてしまうとすれば、営業秘密の保護はほとんど画餅となってしまいますから、上記認定は妥当なものと評価できます。

今日では、複数の従業員がそのPCからアクセスできるサーバでデータを保管することが多くなっていますが、その場合でも、ファイルもしくはフォルダにアクセス制限をかけていれば、秘密管理性を充足し営業秘密として保護され得るので、重要な情報をサーバに保管するときは、最低限、ファイルにパスワードをかけるか、ア

クセス制限のされているフォルダに保存することが肝要です(もちろん、ID、パスワード等が使いまわしされたりしていはず、適切に管理されていることが大前提です。)。

(2) 不正競争行為の成否

この事件では、原告製品、被告製品のそれぞれPCソースコードの一部が証拠として提出され、その対比がなされました(持出者Dが原告の立証活動に協力していると思われます。)。

裁判所は、両者の対比の結果、「一致する表現が多数認められる。」、「Dが被告製品1のPCソフト作成を依頼された日以前に行われた修正の記載が残っている。」、「被告製品1ないし4のPCソースコードには、・・・原告製品1ないし4のPCソースコードに依拠して作成されたことをうかがわせる記載がある。」などとして、Dが原告PCソースコードを持ち出し被告に(不正に)開示したと認定しています。

そして、被告の故意または重過失について、判決は、

- ・Dが、A、B及びCから、平成25年12月ないし平成26年1月頃、原告製品と同等の被告製品に使用するための被告PCソフトを作成するよう指示を受け、その作成に及んだこと
 - ・その際にAらは、Dに対し、基本ソフトをWindows XPではなくWindows 7で動作すること及びディスプレイ画面のイメージを原告製品とは異なるようにすることを指示したこと、
 - ・原告PCソフトは、いずれも基本ソフトがWindows XPであり、Dは、そのソースコードを改変してWindows 7に対応するものとしたこと、
 - ・Dは、当時、被控訴人の業務委託社員で、被控訴人のソフトウェア開発の責任者であった者であり、原告PCソースコードへのアクセス権限があったこと
- などから、被告(控訴人)において、Dが原告(被控訴人)の営業秘密である原告PCソースコードを不正に開示していることを認識しなかったことについては、重大な過失があると認定しま

した。

これに対し、マイコンソースコードについては、原告製品、被告製品のいずれのマイコンソースコードも提出されておらず(なお、原告(被控訴人)は、マイコンソースコードについては、文書提出命令を申し立てていない。)、Dが、原告マイコンソースコードを原告(被控訴人)の社内サーバからU S Bメモリにコピーして社外に持ち出したというDの供述内容については客観的に裏付けられていない、として、また、回路図データ、部品リストデータ、基板データについては、Cが被控訴人を退職するまでに、原告回路図データ、原告部品リストデータ及び原告基板データを被控訴人の社内サーバからU S Bメモリにコピーして社外に持ち出したことを直接裏付ける証拠はないこと、原告製品1ないし4の回路図と被告製品1ないし4の回路図、原告製品1ないし4の部品リストと被告製品1ないし4の部品リスト、原告製品1ないし4の基板実装図とは、それぞれ、一見して異なるものであること、から、不正な持ち出しや使用があったとは言えないとしています。

以上の認定に基づき、判決は、被告製品を製造する行為は8号に該当し、被告製品を販売する行為は10号に該当するとしました(いずれも平成27年改正前の条文)。

(3) 損害

判決は、「原告P Cソースコードは技術上の秘密に該当するから、被告製品は、不競法2条1項8号に掲げる不正競争で、技術上の秘密に関する不正競争に係る「侵害の行為を組成した物」に該当する。」として、不正競争防止法5条1項を適用し、原告製品1の販売価格160万円から部品・材料費、組立費、調整検査費、梱包費、回路設計費等の費用54万8441円を控除した額が105万1559円であるとしつつ、原告製品1に係る本件情報のうち、不正競争行為があったと認められるのは、P Cソースコードのみであり、原告製品1におけるP Cソースコードに相当する部分の利益額は50%であるとして、上記

金額に50%を乗じた額を損害額としました(原告製品2以下についても同様)。

認容額は合計169万9467円でした。

②大阪地判平成30年3月15日・平成27年(ワ)第11753号(営業秘密:取引先情報)

本件は、採尿器具を販売している会社である原告が、原告の元代表取締役である被告P 1及び被告P 1が関与して採尿器具の販売を始めた被告Qに対し、被告P 1が原告の営業秘密である顧客情報を被告Qに不正開示又は不正使用し(不正競争防止法2条1項7号)、被告Qは、被告P 1から不正開示を受けて取得した顧客情報を使用して原告の顧客等に対する営業活動を行った(不正競争防止法2条1項8号、9号)として、不正競争防止法3条1項及び2項に基づく営業秘密の使用の差止め及び廃棄(第1の1項及び4項)を求めた事案です。

(1) 秘密管理性

本件では、

「(ア) 被告P 1が代表取締役を務めていた当時、原告の事務所は大阪のみにあり、そこには被告P 1と経理担当のパート社員があり、被告P 1は西日本地域の営業を担当していた。このほか原告には、P 2とP 5が、「販売協力に関する業務委託契約書」(甲22及び23)により、愛知県と東京都の各自宅を拠点として、中日本、東日本の営業を担当していた。

(イ) 原告の顧客情報は、大阪の事務所のコンピュータで、「クイックブックスP R O 3」というソフトにより、電磁データとして管理されており、このコンピュータを起動させるためには5 パスワードを入力する必要があったほか、顧客情報の電子データにアクセスするためにも別のパスワードを入力する必要があった(甲28、54及び62)。また、原告では、歩合給の算定のために、月々の売上げに関する原告の全データの詳細が、P 2及びP 5にメールで送信されていた。

(ウ) 被告P 1が代表取締役として作成し、P 2及びP 5と取り交わした上記の「販売協力に関する業務委託契約書」には、「受託者は、

本契約の履行により知り得た本商品にかかる機密事項または委託者の企業秘密を本契約終了後といえども第三者に開示、漏洩しない。」との条項が置かれていた(甲22及び23)。」との事実関係の下、

- ・被告P1は、原告の代表取締役として、顧客情報が記録されたファイルにパスワードを設定する措置を自ら採っていたこと
- ・代表取締役であった被告P1は、顧客情報に接するP2ら業務受託者との契約書中で、原告の企業秘密の漏洩を禁じていること
- ・被告P1は、代表取締役の退任後、本件誓約書の2項で、在任中に取得した原告に関する情報を漏洩しない旨を約していることを理由に、裁判所は、顧客情報の秘密管理性を認めました。

この事案は、顧客情報を秘密とすべきことを定める就業規則等の存在は認定されていない点で、上記①の事案ほど秘密管理が厳密ではなかったと思われる事案ですが、所員の数が少ないと加えて、顧客情報のファイルにパスワードがかけられていたことや、顧客情報に接する業務受託者(営業担当の契約社員)との契約書中で、原告の企業秘密の漏洩を禁じていることなどを重視して、秘密管理性を認めたものです。営業担当の契約社員との契約書では秘密保持義務の対象範囲が明瞭ではないことからすれば、本件で、顧客情報の秘密管理性を認定するキーとなったのは、顧客情報が記録されたファイルにパスワードが設定されていた事実でしょう。ここでもパスワード等によるファイルへのアクセス制限が重要であるといえます。

また、判決は、「①営業担当の契約社員が、自己が担当していない顧客の情報についてもアクセスすることができた」との被告の主張に対して、「P2及びP5(注:営業担当の契約社員)に対しては、契約書で原告の企業秘密の漏洩を禁止しているのであるから、同人らが自己の担当以外の顧客の情報にアクセスできていたとしても、秘密管理性に欠けるところはないというべきである。」と判示しています。この認定によれば、秘密情報にアクセス可能な人が厳密な意

味でのNeed to Knowの範囲である必要はなく、合理的な範囲であればそれよりも広くてもよいということになると思われます(もちろん、対象情報の大きさや性質等にもよるでしょうけれども。)。

さらに、判決は、「②原告の顧客は、自己の納入価格について、原告から守秘義務を掛けられていなかった」との被告の主張に対して、「確かに原告が顧客に守秘義務をかけていたとは認められないが、どの顧客が原告の顧客であるかが一般に知られていたとは認められないから、顧客に到達すればその顧客に係る情報を教えてもらえるとしても、その顧客に係る情報の秘密管理性に欠けるところはないというべきである。」と判示しています。顧客情報の価値はその全体としての利用価値にあるから、顧客情報を構成する個々の情報が外部の者にとって知り得るものであったとしても、そのことをもって当該顧客情報が営業秘密として保護を受けられないとすべきではありませんので、判旨は妥当です。

(2) 不正競争行為の成否(記憶に残る顧客情報の開示及び使用)

本案では、原告の顧客情報が記録された記憶媒体又はこれを印字した紙媒体を不正開示ないし不正使用したとは認められず、被告P1の記憶に残る原告の顧客情報の開示及び使用が問題となりました。

判決は、この点につき、個人の記憶に残る顧客情報であっても、不正目的での開示や使用は営業秘密の不正開示・不正使用となり得ることを前提に、「被告らが営業対象としたと原告が主張する個々の顧客ごとに、被告P1の記憶に残る原告の顧客情報を開示及び使用したことによるものであるといえるのか、そうではなく、被告らが主張するような網羅的な営業活動の結果によるものであるとか、被告P1と原告の従前の顧客との間の個人的な関係等によるものであるなどといえるのかを個別に判断する必要がある。」と述べ、被告らによる一部の得意先に対する営業活動(被告P1:得意先番号82及び

207、被告Q：得意先番号207)が、原告の顧客名簿に関する不正競争防止法2条1項7号所定の不正開示行為及び不正使用行為ないしは同8号所定の不正使用行為に該当すると判断しました。

(3) 損害

被告P1の得意先番号82関係の不正使用行為による損害額について、原告は、被告P1が被告Qから受け取っている報酬は、被告P1が得意先番号82の関係の不正使用行為をしたことにより受けた利益であるとして、不正競争防止法5条2項による算定に基づく主張でしたが、判決は、被告P1が被告Qから受け取っている報酬は定額であることから、被告P1が被告Qから受け取っている報酬は、不正使用行為をしたことにより受けた利益であるとはいえないきました。

これに対し、民法709条の適用において、判決は、被告P1が原告の顧客情報を使用して得意先番号82に営業活動をしたことにより、得意先番号82が被告Qの商品であるハルンキットを購入するようになったとして、逸失利益を損害として認定しています。

ここで目を惹くのは、判決が、「得意先番号82は、ピー・ポールⅡが備えていないハルンキットの特性を評価して、ハルンキットを購入することとしたにすぎないなどとして、不正使用行為による損害として認めるべきものはない」との被告の主張に対して、「得意先番号82が、ピー・ポールⅡが備えていないハルンキットの特性を評価して、ハルンキットを購入したのであったとしても、それも結局のところ、被告P1が原告の顧客であった得意先番号82に不正使用行為をしたことがきっかけとなっている以上、被告P1が原告の顧客であった得意先番号82に不正使用行為をしたことにより、得意先番号82から●(省略)●こと間に相当因果関係があることは明らかであるから、被告P1の上記②の主張も採用できない。」と判示し、因果関係の有無に関し、被告P1が不正使用行為をしたことが得意先による被告商品購入の「きっかけ」

となつたことを重視している点です。本件は原告と現に取引のあった顧客が取引相手を被告Qに変えた事案であったため、「きっかけ」を重視したのだと思われますが、通常のビジネスにおいて、営業活動を取引の獲得に結び付けることはなかなか容易でないでしょうから、一般的には、①顧客情報の使用→②営業活動→③取引の獲得という流れにおいて、①→②のみではなく、②→③についても、検討が必要あります。もちろん、②→③をあまりに厳格に考えることは営業秘密保護の観点から妥当でなく、商品の特徴等を踏まえ、不正使用された営業秘密(顧客情報)が営業活動を行えば取引の獲得につながる可能性の高い顧客であることを示したり、顧客へのプレゼンに役立つ情報を含んでいたりする場合には、②→③を認めることに問題ないでしょう。

被告らの得意先番号207関係の営業秘密侵害行為による損害額について、判決は、不正競争防止法5条2項の適用において、販売数量については、「原告と得意先番号207との取引が継続していれば、原告は、同得意先がその年に必要とする数量の販売をすることができたはずであり、被告Qが販売した数量はそのような数量であると推認されるから、その数量が原告の従前の実績を上回るものであるとしても、原告は被告が受注したのと同じだけの数量を受注することができたはずであると考えられる」として、販売数量についての覆滅は認めませんでしたが、利益単価については、「原告の得意先番号207との関係における利益単価は、平成24年も平成26年も●(省略)●であり、他の得意先との関係においても平成24年から平成26年の3年間は得意先ごとに利益単価は変動していないこと(・・・)に照らせば、原告が得意先番号207との取引を継続していた場合の●(省略)●における同得意先との関係における利益単価も、平成24年及び平成26年と変わらずに●(省略)●になっていたと推認される。」として、原告の利益単価を超える部分について、覆滅を認めてい

ます。

最終的な認容額は、被告P1については70万

1250円、被告Qについては28万5050円(ただし、28万5050円の限度で連帯責任)です。

③大阪地判平成30年3月5日・平成28年(ワ)第648号(営業秘密:顧客情報)

本件は、医薬品の配置販売等を業とし、M薬品から配置販売業の事業譲渡を受けた原告が、M薬品の元従業員が設立した被告H薬品とその代表者及び一員(被告P1~P3)が、M薬品から示された顧客情報を不正使用し、被告H薬品に開示し(7号)、また、被告ら3名がM退職時に返却すべき顧客情報を不正取得、不正使用し、被告H薬品に開示した(4号)などと主張して、損害賠償を求めた事案です。

(1) 秘密管理性

本件では、

- ・M薬品では、本部において顧客情報を一元化してデータ管理しており、就業規則において顧客情報の開示等を禁止することに加え、退職従業員に対しても、顧客情報を漏えいしないことを誓約させるなど、規範的な管理がなされていた
- ・被告P1~P3は、顧客情報が秘密管理の対象とされることを理解していた
- ・他の営業所の顧客情報へのアクセスは制限されていたが、所属営業所内では、営業部員は少なくとも自分の担当顧客に関するデータは、パソコン上で確認することができた
- ・顧客情報が廻商リスト及びルート一覧という形で紙媒体に打ち出されて営業部員に配布された後の扱いは営業部員に任せられ、その回収や廃棄確認等も行われておらず、メモ用紙に使用されたり、放置されたりしていた

との事実関係の下で、裁判所は、顧客情報の秘密管理性を認めました。

本件は、従業規則や退職時誓約書等による規範的な管理はきちんと行われていたが、①営業所内での顧客情報へのアクセス制限や②紙媒体の回収廃棄等の物理管理についてやや徹底を欠いていた事案のようです。

この点、判決は、①については、「M薬品は、営業所も近隣に3か所しかなく、各営業所の従

業員数も数人ずつにすぎない小規模な会社であり、従業員のほとんどが営業部員であると推認されるところ、小規模の事業所では各従業員が業務遂行に当たって顧客情報を自由に使用できる必要があるから、営業所内でアクセス制限が設けられていないとしても、それをもって対社外的にも秘密でない扱いがされていたとはいえない。」とし、②については、「前記のような規範的な管理に加え、配置販売業者にとっての顧客情報の重要性に鑑みれば、従業員らにとっても、なおそれが秘密管理の対象とされるべきものであると認識できるだけの措置は執られていたというべきである。」として、いずれの点でも秘密管理性を否定しませんでした。営業秘密の流出防止という点では、営業所内での顧客情報へのアクセス制限がないことや、顧客情報が打ち出された紙媒体がメモ用紙に使用されたり、放置されたりすることは、好ましくないことはいうまでもありませんが、中小規模の企業に常に徹底した(「鉄壁の」)情報流出防止策を執ることを求めるのは酷でしょうし、情報流出防止策について多少の不徹底さがあったとしても、顧客情報を秘密として管理していることは容易に理解できますから、秘密管理性を認めても、従業員等の予見可能性(ひいては経済活動の安定性)を害するおそれはありません。本判決は、企業の規模等を踏まえて、「秘密管理の対象とされるべきものであると認識できるだけの措置は執られていたか」を判断したものと評価できます。

(2) 不正競争行為の成否

本件では、原告(M薬品)の懸場帳及び被告Hの顧客カードの記載内容に関し、誤記等の対比がなされ、誤記等の一一致について合理的説明がつかないものは、被告P1は、これら顧客の顧客情報が掲載された明星薬品の顧客名簿を転記したなどとして、顧客情報の一部の持出しを認定した(なお、本判決では、「被告P1が、主要な担当顧客名又はその大まかな住所について記憶していたとしても不自然ではなく、自らの記憶をもとにそれら顧客を訪問し、営業をす

ることは可能であったというべきである。」などと述べていますが、記憶に残る顧客情報の開示及び使用は不正競争行為に該当しないとする趣旨かは明らかではありません。)

なお、被告P2、P3については、不正競争行為を行ったとは認められませんでした。

(3) 損害

判決は、不正競争防止法5条2項を適用し、(不正競争行為に係る)各顧客に対する医薬品等の販売により被告Hが得た利益を、侵害者が侵害の行為により受けた利益とし、318万6491円の請求が認容されました(不競法関係)。

なお、被告は、原告と被告H薬品の取扱商品の相当数について原告において取り扱いがないから、両者は競合関係にないなどとして、損害額の推定の覆滅を主張しましたが、判決は、原告でも同じ商品ないしは代替性のある商品の取扱いが可能であったことから推定の覆滅を認めませんでした(一部商品を除く。)。

4. 最後に

以上の営業秘密侵害訴訟判決(認容例)を見る限り、秘密管理性については、中小企業の実情に応じた柔軟な認定(「鉄壁の」秘密管理までは求めない運用)を行っている一方で、営業秘密の不正取得、開示、使用の事実認定の段階(不正競争行為の成否)

と損害額の認定の段階で絞りをかけられ、最終的な認容額はあまり高額なものとはなっていません。その妥当性については個別の事実関係によるので何とも言えませんが、最終的な認容額は営業秘密保有者にとって必ずしも満足できるものではないことは想像に難くなく、営業秘密の保護の要請に適っているかは今後も検討が必要であろうと考えます。

¹ 産業構造審議会知的財産分科会営業秘密の保護・活用に関する小委員会「中間とりまとめ」4頁以下、等

² <http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/20150128hontai.pdf>

³ <http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html#handbook>

⁴ http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/2016_11_29_12_08_41/index.html

一つづく一

⑭は6月7日付掲載

※次回は10月掲載予定

[訂正]本紙8月10日(金)号(NO.14749)『フラッシュ(特許庁人事異動)』中、10頁掲載に誤りにつき訂正致します。お詫び申し上げます。

新(誤)米山 猛 総務部長(正)米村 猛 総務部長

↖↖↖ フラッシュ

特許庁人事異動

氏名	新	旧
花木 出	中国経済産業局長 併解) 中小企業知財戦略支援総合調整官 併解) 人工知能関連技術活用可能性検証プロジェクトチーム 併解) 特許庁情報化推進本部	審査業務部長
野口 聰	審査業務部長 併) 中小企業知財戦略支援総合調整官 併) 人工知能関連技術活用可能性検証プロジェクトチーム 併) 特許庁情報化推進本部	産業技術総合研究所総務本部人事部長

(以上 平成30年8月2日付発令)